

第三次産業分野に係る新たな動態統計調査について（案）

1 背景

我が国の経済活動における第三次産業（サービス産業）のウェイトが高まっている中、第三次産業分野に係る統計は、分散型の統計機構の下で個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されている現状にあり、とりわけ月次・四半期ベースの統計は一部業種を除き、ほとんど整備されておらず、QE（四半期別GDP速報）作成等の基礎統計として、月次ベースで第三次産業全体の動向が把握されることへの期待が高まっている。

このような中、「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会）において、月次ベースでサービス産業全体の動向が概括的に把握できる統計を整備することとされ、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においても、経済社会の実態を的確に捉える統計の一環として、サービス統計を整備することとされている。

このような状況を踏まえ、第三次産業分野に係る新たな動態統計調査を創設する。

2 調査の目的

創設する新たな動態統計調査は、我が国における第三次産業全体の経済活動の動向を明らかにし、QEを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

3 調査事項（ 1 ）

調査事項については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 経営組織
- （ 2 ） 資本金等の額
- （ 3 ） 事業所全体の売上高（収入額）総額（別紙1参照）
- （ 4 ） 事業所の従業者総数、常用雇用者数、正社員・正職員数及び派遣・出向者数
- （ 5 ） その他

4 範囲

- （ 1 ） 調査の地域
全 国
- （ 2 ） 調査対象事業所（別紙2参照）（ 2 ）

調査においては、次に掲げる産業を主産業とする事業所のうち、総務大臣の定める方法により選定された事業所について行う。なお、企業単位でしか把握できない一部の産業については、企業を対象とする。

調査対象産業

日本標準産業分類大分類

・「H 情報通信業」

- ・「I 運輸業」
- ・「L 不動産業」
- ・「M 飲食店，宿泊業」
- ・「N 医療，福祉」(小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。)
- ・「O 教育，学習支援業」(中分類「76 学校教育」を除く。)
- ・「P 複合サービス事業」(中分類「78 郵便局(別掲を除く)」を除く。)
- ・「Q サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「91 政治・経済・文化団体」，「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。)

5 標本設計 (3)

標本の抽出は、産業(結果表章区分又はさらに細分化した区分)別に、大規模事業所については悉皆、小規模事業所については層化多段抽出法により行う。また、前年同期比等の精度向上の観点から、定期的に標本のローテーションを行うこととする(別紙3参照)。

6 調査方法

調査は、毎月末日現在で、調査員、郵送及びオンラインの併用により行う。

7 集計事項 (4、 5)

集計については、全国表章のみとし、主な集計事項としては、Q E 推計への活用及び第三次産業全体の動向把握の観点から必要な事項とする(別紙4参照)。

また、表章産業分類については、原則、日本標準産業分類に掲げる中分類はすべて表章し、小分類・細分類は、Q E 推計への活用、売上高規模などの観点から、特にその動向を把握することが適当と考えられる産業を表章する。

今後の検討課題

1 調査事項について

次の事項の把握の可否については、その把握可能性等の観点から、引き続き、検討する。

事業所全体の売上高（収入額）総額に占める主たる事業に係る売上高（収入額）

Q E 推計に使用するデフレーター推計の観点から必要とされる特定業種に係る売上数量

2 調査対象事業所について

「通信産業動態調査」（総務省）、「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）及び「建設関連業等の動態調査」（国土交通省）により一部業種の統計が存在する産業の取扱いについては、Q E 推計への活用及び第三次産業全体の動向を明らかにする観点から、可能な限り、新たな動態統計調査において網羅的に把握する方向で、引き続き、検討する（少なくとも、母集団情報や調査事項等の整合性を図ることが必要である）。

3 標本設計について

次の事項について、引き続き、検討する。

企業単位でしか把握できない産業における推計方法及び集計単位等

標本抽出に用いる層化基準（従業者規模又は企業の資本金）の具体的な基準値

標本抽出層における新設事業所への対応方策

4 集計事項及び表章産業分類について

統計ニーズにも配慮しつつ、その表章可能性等の観点から、引き続き、検討する。

5 結果の推計について

事業所の新設等による母集団構造の変化の取扱い、産業中分類別の結果表章など、総額推計を含め、結果の推計方法について、引き続き、検討する。